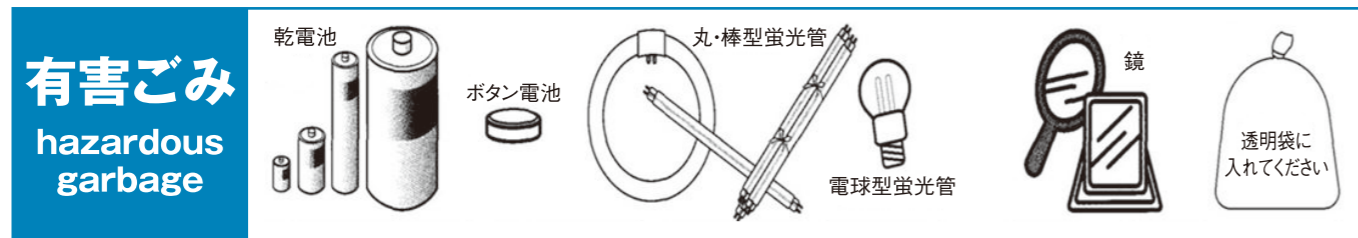


川北 10月10日(第2水曜日) 川南 10月24日(第4水曜日) 有害ごみを収集します!

有害ごみの出し方・収集場所

町では年2回(10月、3月)有害ごみの収集を行っています。

有害ごみとは家庭から出る「乾電池、蛍光灯、鏡など」通常のごみとは異なる処理が必要なものをいいます。取り扱いに注意が必要なごみですので、収集日、収集場所をご確認のうえ、収集にご協力ください。



出し方(注意事項)

種類ごとに分別し、透明袋に入れる。蛍光灯は箱、ケースから取り出してください。「棒型蛍光灯」は透明袋に入る長さのものは入れ、長いものはひも等で上下を止めてください。電子体温計は「ボタン電池のみ」収集します。本体は「燃えないごみ」へお願いします。白熱球(電球)は「燃えないごみ」です。その他、各地区のルールに従ってください。

有害ごみ・可燃粗大ごみ等収集場所

区	収集場所
市街地	本町 本町会館
	中町 山喜屋前不燃物収集所・中町会館
	栄町 栄町会館
	武町 武町会館
	茅町 茅町会館
	花町 花町会館
西部	六供 六供公会堂・旧寄居保育所駐車場
	常木 常木区民会館
	菅原 菅原公会堂 ※菅原公園
	本宿 本宿集会所
	末野2 竹原踏切横集積所
	末野3 末野コミュニティセンター ※末野神社隣のごみ集積所
	末野4 末野コミュニティセンター ※末野神社隣のごみ集積所
	金尾 金尾公会堂
	風布 元風布分校跡地
	本村 本村公会堂
桜沢	岩崎 岩崎公園不燃物収集所
	中小前田 中小前田公会堂
	山崎 桜沢コミュニティセンター前
	南飯塚 南飯塚公会堂 ※みこし小屋隣可燃物集積所
用土	上組 上組公会堂
	用土1 用土1区公会堂
	用土1 グリーンガーデン寄居寮・ホンダ
	用土2 寄居町農業ふれあいセンター
	用土3 用土3区公会堂
	用土4 用土4区公会堂
	用土5 用土5区公会堂
	用土6 用土6区公会堂
	用土7 用土7区公会堂
	用土8 用土8区公会堂
	用土9 用土9区公会堂
	用土10 用土10区公会堂
用土11 用土11区公会堂	
用土12 用土12区公会堂	

※印は可燃粗大ごみの収集場所です。有害ごみの収集場所と異なりますのでご注意ください。

問い合わせ/生活環境課 (☎581・2121内線221) へ。

9月20日〜26日は 動物愛護週間です!

『動物の愛護及び管理に関する法律』では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、9月20日から26日を「動物愛護週間」と定めています。

◎ペットを飼う前に

ペットを飼うということは「その生涯を責任持って面倒を見る」ということとです。

ペットは私たちの生活に癒しと安らぎをもたらしてくれますが、一方で、お金や時間、労力や忍耐、周囲の理解などが必要になります。これらの負担を伴うという覚悟を持たないままペットを飼った場合、飼い主にとってもペットにとっても、不幸な結果になってしまう場合が多く見られます。

なお、ペットを無責任に捨てた場合、『動物愛護管理法』により、50万円以下の罰金に処せられます。

ペットを飼うのに愛情はもちろん必要ですが、その気持ちだけで飼うことはできません。「ペットの命が尽きるまで」飼い続ける覚悟を持っていないのなら、ペットを飼わないことも立派な動物愛護です。

◎犬の飼い主の皆さんへ

犬は必ず登録し、鑑札をつけましょう。

- ・毎年1回、狂犬病予防注射をうけましょう。
- ・散歩をするときは、次のルールを守りましょう。

○フンは必ず持ち帰ります

散歩中に愛犬がフンをしてしまったときは、きちんと家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。心ない飼い主によって繰り返されるフンの放置も、普段は持ち帰っているのに、その日だけ出来心でしてしまつたフンの放置も、フンを残された側にとっては同じ行為であり、飼い主や愛犬が嫌われる原因になります。

公共の場所や他人の土地に愛犬のフンを埋めるのも、正しい処理ではありません。必ず持ち帰って処理しましょう。

○電柱などにしたオシッコは 水で流します

トイレはお散歩前に家の中ですませ

ましよう。もし、電柱や他人の家の壁などにオシッコをしてしまった場合は、すぐに水で流すことが飼い主のマナーです。

犬に関する相談/熊谷保健所生活薬事担当 (☎523・2811)

◎猫の飼い主の皆さんへ

- ・トイレのしつけをしましょう
- ・名札や目印となるものをつけましょう

○猫は室内で飼いましょう

埼玉県の条例で原則として、犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や、小さな犬でも、周囲の人の急な行動や大きな音などで意外な行動をとる場合があります。また、公共の場には「犬好き」の人ばかりでなく「犬が苦手」「犬が怖い」と感じる人がいるかもしれません。さまざまな人がいることに對する気配りとして、また予測困難な事故を防ぐためにも、リードでつなぐことはもちろん、犬のつさの行動に對応できるよう、リードは短めに持つて散歩することが大切です。

お忘れなく! 愛犬の登録と注射

犬の飼い主には、飼い犬の登録(生涯に1回)と年1回の狂犬病予防注射が『狂犬病予防法』により義務付けられています。

犬を新たに飼い始めた場合、30日以内(子犬は生後91日になったら)に登録しなければなりません(登録料3,000円)。また、今年度の狂犬病予防注射が済

猫に関する相談/江南動物指導センター (☎536・2465)

近隣への配慮を忘れず、ルールやマナーを守って、家族の一員であるペットと仲良く暮らしましょう。

問い合わせ/生活環境課 (☎581・2121内線222) へ。